

## 青森県意欲と能力のある林業経営者登録・公表実施要領

令和元年5月13日制 定  
令和7年7月 4日一部改正  
令和8年5月18日一部改正

### (目的)

第1 この要領は、市町村等の事業発注者が林業経営者の登録情報を活用して、森林経営の委託先や森林施業の事業実施者を適切に選択できるようにするとともに、林業経営者が自ら進んで事業実行能力等を広く公表することにより、林業経営者間で適切な競争が働く環境整備を行い、もって効率的かつ安定的な林業経営者を育成することを目的とする。

### (林業経営者の定義)

第2 本要領の登録の対象となる林業経営者は、中長期にわたって継続的な経営管理を行うために必要な権原を取得し、造林、保育、素材生産等を事業主自ら又は直接雇用している現場作業職員により、林業生産活動を行なっている経営者とし、森林組合・会社・個人経営等の組織形態は問わないものとする。

### (林業経営者の登録)

第3 県内に事務所を持つ林業経営者で、別添1に定める登録基準（以下「登録基準」という。）に適合する場合には、知事の登録を受けることができるものとする。

なお、登録基準のうち、造林、保育、素材生産等の施業に関する項目については、事業主自身若しくは直接雇用している現場作業職員による施業のほか、他者への請負による施業も含めて判断するものとする。

2 森林経営管理法（平成30年法律第35号）第37条第2項の規定に定める森林経営管理実施権（以下「森林経営管理実施権」という。）の設定を受けることができる民間事業者は、本要領により登録された林業経営者とする。

3 森林経営管理法第42条第2項に規定する適合事業者（以下「適合事業者」という。）は、本要領により登録された林業経営者とする。

### (登録の申請)

第4 第3の登録を受けようとする者（以下「登録申請者」という。）は、次の各号に掲げる事項を記載した、青森県意欲と能力のある林業経営者登録申請書（第1号様式）を登録申請者の所在地の属する地区を所管する農林水産事務所（以下「農林水産事務所」という。）を経由し、知事に提出するものとする。

(1) 基本情報（主たる事務所の所在地、商号又は名称、代表者氏名等）

(2) 森林経営管理実施権を受けることを希望する区域（市町村）

(3) 集約化構想における一体経営管理森林の受け手となることを希望する区域（市町村）

(4) 組織に関する情報（役職員数）

(5) 雇用管理体制に関する情報（雇用管理者の選任、雇用に関する文書交付、社会・労働保険等への加入状況等）

(6) 技術者・技能者数に関する情報

(7) 資本装備に関する情報（林業機械の保有状況）

(8) 事業量等に関する情報（素材生産、造林、経営管理対象面積等）

(9) 事業区域に関する情報

(10) 生産量の増加又は生産性の向上に関する情報

(11) 生産管理又は流通合理化等に関する情報

- (12) 造林・保育の省力化・低コスト化に関する情報
- (13) 主伐後の再生林の確保に関する情報
- (14) 素材生産や造林・保育の実施体制の確保に関する情報
- (15) 伐採・造林に関する行動規範の策定等に関する情報
- (16) 雇用管理の改善及び労働安全対策に関する情報
- (17) コンプライアンスの確保に関する情報
- (18) 常勤役員の設置に関する情報
- (19) 経理状況に関する情報
- (20) その他知事が定める情報

2 前項の申請書には、次の各号に掲げる書類を添付するものとする。ただし、登録申請者が林業労働力の確保の促進に関する法律（平成6年法律第45号）第5条の認定を受けた事業主（以下「認定事業主」という。）である場合にあっては、第1号から第6号に掲げる書類の提出を省略することができるものとする。

- (1) 登記事項証明書又は住民票
- (2) 納税証明書（国、県、市町村）
- (3) 労働者を雇用している場合にあっては、雇用に関して交付している文書の様式
- (4) 労働者を雇用している場合にあっては、社会・労働保険等への加入状況が確認できる書類
- (5) 就業規則を制定している場合にあっては、就業規則の写し
- (6) 直近3カ年の貸借対照表及び損益計算書
- (7) 事業実績を証する書類（補助事業又は請負事業で、元請・下請として、完成、引き渡し完了した過去5年の事業実績の中から、代表的なもの1件の契約書等の写し）
- (8) 行動規範を作成している場合には、その写し
- (9) 前項第6号に規定する情報が確認できる書類の写し
- (10) 過去3年以内に死傷災害の事案がある場合は、適切な再発防止策を満たしていることを確認できる書類の写し
- (11) 個人情報の取扱いに関する要領等の写し
- (12) その他知事が定める書類

3 知事は、必要に応じ登録申請者に対して情報提供を求めるものとする。

（市町村への提示）

第5 知事は、第4による申請があった場合は、第2号様式により関係市町村長に登録申請者に関する情報を提示するものとする。

（市町村による登録推薦）

第6 市町村長は、青森県意欲と能力のある林業経営者名簿への登録推薦書（第3号様式）により、県が登録する林業経営者にふさわしい者を推薦することができるものとする。

（登録の実施）

第7 知事は、第4による申請があった場合において、当該申請の内容が登録基準に適合すると認められるときは、次に掲げる事項を青森県意欲と能力のある林業経営者名簿（第4号様式）（以下「林業経営者名簿」という。）に登録するとともに、青森県意欲と能力のある林業経営者登録証（第5号様式）を交付するものとする。

- (1) 登録番号及び登録年月日
- (2) 登録情報の変更年月日
- (3) 第4第1項第1号から第20号までに掲げる事項

2 知事は、前項の規定による登録をしたときは、その旨を第6号様式により登録申請者に、第7号様式により関係市町村長に通知するものとする。

(登録の有効期限)

- 第8 第7第1項の登録有効期限は5年とする。ただし、林業経営者名簿に登録された林業経営者（以下「登録経営者」という。）が、認定事業主である場合は、認定期限と同期限とする。
- 2 登録経営者は、更新を受けることができるものとし、その手続きは第3から第7までの規定を準用する。

(登録の変更)

- 第9 登録経営者は、第4第1項第2号から第20号に掲げる事項に変更があり、林業経営体名簿に登録されている情報を直近の内容に変更したい場合は、青森県意欲と能力のある林業経営者名簿変更申請書（第8号様式）に、変更の内容を記載した第1号様式及び第4第2項で規定する書類を添付し、農林水産事務所を経由して、知事に申請を行うことができる。
- 2 知事は、前項の規定による申請があった場合において、その内容が登録基準に適合すると認めるときは、その申請があった事項を林業経営者名簿に登録するものとする。
- 3 知事は、前項の規定による登録をしたときは、その旨を第9号様式により登録経営者に、第10号様式により関係市町村長に通知するものとする。

(変更の届出)

- 第10 登録経営者は、第4第1項第1号に掲げる事項に変更があったときは、第11号様式に第4第2項第1号の書類を添付し、農林水産事務所を経由して、知事に届け出るものとする。
- 2 知事は、前項の規定による届出があった場合には、その届出があった事項を林業経営者名簿に登録するものとする。

(林業経営者名簿の公表)

- 第11 知事は、林業経営者名簿を、県のホームページ上で公表するものとする。

(実施状況報告)

- 第12 登録経営者は、毎事業年度の実施状況について、青森県意欲と能力のある林業経営者実施状況報告書（第12号様式）により、登録を受けた翌年から登録の有効期限の属する年まで、毎年事業の終了後、3か月を超えない日までに、農林水産事務所を経由して、知事に報告するものとする。

(登録の取消)

- 第13 知事は、登録経営者が次の各号のいずれかに該当するときは、その登録を取り消すものとする。
- (1) 登録経営者が個人の場合にあってはその死亡、法人の場合にあってはその消滅、解散等が確認された場合
  - (2) 登録経営者から第13号様式による申出があった場合
  - (3) 登録の申請又は変更の届出の内容に虚偽の記載が確認された場合
  - (4) その他業務に関連して法令に違反し、事案が重大・悪質など、知事が必要と認める場合
- 2 知事は、前項の規定による登録の取消をしたときは、遅滞なく、その旨を第14号様式により登録経営者に、第15号様式により関係市町村に通知するものとする。ただし、登録経営者が個人の場合であって前項第1号に該当する場合は除く。

附 則

この要領は、令和元年5月13日から施行する。

附 則

この要領は、令和7年7月4日から施行する。

附 則

この要領は、令和8年5月18日から施行する。

## 青森県意欲と能力のある林業経営者登録基準

### 1 経営管理を効率的かつ安定的に行う能力を有すると認められること

項目			適用		基準
			素材生産	造林保育	
(1)-1	生産量の増加又は生産性の向上	いずれかに該当	○		(ア) 生産量において5年間で約2割増加させる目標を有している。 (イ) 生産性において5年間で約2割向上させる目標を有している。 (ウ) 生産量において一定の水準(5,000m <sup>3</sup> /年)に達しており、現状以上に増加させる目標を有している。 (エ) 生産性において一定の水準(間伐8m <sup>3</sup> /年、主伐11m <sup>3</sup> /年)に達しており、現状以上に増加させる目標を有している。
(1)-2	経営管理の対象となる森林の確保				(ア) 経営管理の対象となる森林(所有権その他の長期間経営管理し得る権利を取得している森林)の面積を、5年間で約2割以上を増加させる目標を有していること。 (イ) 経営管理の対象となる森林の面積が約30ha以上ある場合は、それ以上の目標を有していること。 (ウ) 現時点で、経営管理の対象となる森林面積が無い場合は、当該森林面積を確保することが確実であり、かつ増加させる目標になっている場合は当該基準を満たしているものとする。
(2)	生産管理又は流通合理化等	いずれかに該当	○		(ア) 生産管理 作業日報の作成・分析による進捗管理、生産工程の見直し、作業システムの改善等の適切な生産管理に取り組んでいる。 (イ) 流通合理化等 製材工場等需要者との直接的な取引、木材流通業者や森林組合系統等の取りまとめ機関を通じた共同販売・共同出荷等の原木の安定供給・流通合理化等に取り組んでいる。 (ウ) 認定森林経営プランナーが在籍している。
(3)	造林・保育の省力化・低コスト化	該当		○	伐採・造林の一貫作業システムの導入、コンテナ苗の使用、低密度植栽、下掲の省力化等に取り組んでいる。又は1年以内に取り組むこととしている。
(4)	主伐後の再造林の確保	いずれかに該当	○	○	(ア) 主伐及び主伐後の再造林の一体的な実施体制 ・主伐と再造林の両方を直営施業で実施する体制を有している。 ・主伐又は再造林を他者への請負により実施する体制を有している。 ・連携する他の林業経営者と一体的に実施する体制を有している。

項目			適用		基準
			素材生産	造林保育	
(4)	主伐後の再造林の確保	全てに該当	○	○	(イ) 適切な更新 ・ 自己の所有する森林の主伐にあつては、主伐後の適切な更新を実施している。他者の所有する森林の主伐にあつては、事前に森林所有者に対する適切な更新の働きかけを行っている。 ・ 青い森づくり推進機構と協定を締結し、再造林に係る協力金を拠出している（素材生産を行わない経営者にあつては、協力金を拠出している経営者と連携している）。 ・ 他者の所有する森林の主伐（針葉樹）面積の5割以上の再造林をする計画を有している。
(5)	素材生産や造林・保育の実施体制の確保	いずれかに該当	○	○	(ア) 素材生産又は造林・保育に関して3年以上の事業実績がある。 (イ) 所属する現場作業職員の現場従事実績等が3年間以上ある。 (ウ) 林業技能士（1級又は2級）が在籍している。 ただし、「事業実績」及び「現場従事実績等」が「3年以上」に満たない場合であっても、所属する現場作業職員が林業大学校等で2年間の過程を終了し、かつ1年以上の現場従事実績を有している場合等作業の質や安全性等に関して同程度以上の能力を有していると認められる場合は、本基準を満たしているものとみなすことができる。
(6)	伐採・造林に関する行動規範の策定等	いずれかに該当	○	○	(ア) 経営者独自の行動規範を策定し、遵守している。又は1年以内に策定することとしている。 (イ) 所属する業界団体等が行動規範を策定し、遵守している。又は1年以内に策定することとしている。
(7)	雇用管理の改善及び労働安全対策	全てに該当	○	○	（直接雇用する現場作業員を有する場合に限る） (ア) 現場作業員の常用化などの雇用の安定化に取り組んでいる。 (イ) 現場作業員への月給制度や週休2日制の導入、賃金水準の向上など雇用条件の改善に取り組んでいる。 (ウ) 計画的な研修実施などの教育訓練の充実に取り組んでいる。 (エ) 現場作業員の社会・労働保険、退職金共済等へ加入している。 (オ) リスクアセスメントに取り組んでいる。 (カ) 防護具等の着用の徹底を図っている。 (キ) 外部機関による作業現場の安全巡回指導、労働安全コンサルタント等専門家による安全診断・指導等の労働安全対策に取り組んでいる。 (ク) 過去3年以内に休業4日以上労働災害又は死亡災害（死傷災害）が発生していないこと。ただし、死傷災害が発生した場合であっても、適切な再発防止策が定められた場合は、当該基準を満たしているものとする。

項目			適用		基準
			素材生産	造林保育	
(8)	コンプライアンスの確保	全てに該当	○	○	<p>(ア) 役職員に対してコンプライアンスの教育を行っている（他者への請負により林業生産活動を行っている経営者は、請負者に対し適切な指示・指導を行っている）。</p> <p>(イ) 業務に関連して法令に違反していない。</p> <p>(ウ) 国、都道府県又は市町村から入札参加資格の指名停止を受けていない。</p> <p>(エ) 林業経営者と森林所有者、林業経営者と請負業者とで書面により取引条件を明示している。</p> <p>(オ) 個人情報の取扱いに関する要領などを整備している。</p>
(9)	常勤役員の設置	いずれかに該当	○	○	<p>(法人に限る)</p> <p>(ア) 常勤役員を設置している。</p> <p>(イ) 常勤役員を設置していない法人については、森林経営管理法の施行日から起算して3年を経過した日以降最初に招集される総会時までには設置するよう取り組む。</p>

## 2 経営管理を確実にを行うための経理的な基礎を有すると認められること

項目		適用		基準
		素材生産	造林保育	
経理体制	全てに該当	○	○	<p>(ア) 経理状況が良好である。</p> <p>(イ) 経営管理実施権の設定を受ける場合は、当該森林の経営管理に関する経理を他と分離できる。</p>

青森県意欲と能力のある林業経営者登録申請書

年 月 日

青森県知事 様

主たる事務所の所在地  
商号又は名称  
代表者氏名  
電話番号  
FAX番号  
Email

印

(認定事業主の有無 有 無 ※該当する方に○を記載してください。)

上記記載の主たる事務所の所在地、代表者氏名等及び下表の林業経営体に関する情報について、  
知事が林業経営者名簿へ登録し、公表する情報として登録申請します。  
なお、記載事項及び関係書類については、事実と相違ないことを誓約します。

【事業内容】 ※該当する番号に○を記載してください。

番号	事業内容
1	素材生産
2	造林・保育
3	素材生産・造林・保育

【希望する公表団体】 ※該当する番号に○を記載してください。

番号	種別
1	経営管理実施権の設定を受けることを希望する林業経営者
2	集約化構想において経営管理の受け手となることを希望する林業経営者
3	上記の1, 2の両方を希望する林業経営者

【森林経営管理実施権を受けることを希望する区域】

市町村名

【集約化構想における一体経営管理森林の区域の森林について経営管理を行うことを希望する区域】

市町村名

1 組織（役職員数）

役員数		林業現場作業員数		事務系職員数	
常勤	非常勤	常用 (うち通年)	臨時・季節	常用 (うち通年)	臨時・季節
人	人	人 (人)	人	人 (人)	人

2 雇用管理体制

雇用管理者の選任の有無	雇用に関する文書交付の有無	社会・労働保険等への加入状況					
		労災保険	労災保険料率	雇用保険	健康保険	厚生年金保険	退職金共済等
		人	%	人	人	人	人

3 技術者・技能者の数

技術者・技能者数							
フォレストワーカー	フォレストリーダー	フォレストマネジャー	グリーンマイスター	森林施業プランナー	森林経営プランナー	森林作業道作設オペレーター	技術士
人	人	人	人	人	人	人	人
技術者・技能者数							
技能士	林業技士	林業普及指導員	フォレスター (森林総合監理士)	林業技能士1級	林業技能士2級	林業技能士3級	その他 ( )
人	人	人	人	人	人	人	人

4 林業機械の保有状況

グラップル	プロセッサ	ハーベスタ	フォワーダ	スイングヤード	タワーヤード	フェラーバンチャ	スキップダ	林内運材車	掘削機付きグラップル	掘削機付きフェラーバンチャ	その他
台	台	台	台	台	台	台	台	台	台	台	台

5 事業量等

実績【事業期間 年 月 日～ 年 月 日】							
	素材生産						
	主伐			間伐			生産性 (m³/人日)
	面積(ha)	材積(m³)	生産性 (m³/人日)	面積(ha)	材積(m³)	生産性 (m³/人日)	
直営							
請負							
合計							
	造林・保育			左記以外の林業の事業量	事業区域 (市町村)	素材生産の請負がある場合は、主な経営者名を記載	造林・保育の請負がある場合は、主な経営者名を記載
	植付(ha)	下刈り(ha)	その他				
直営							
請負							
合計							

5年後の目標【事業期間 年 月 日～ 年 月 日】							
	素材生産						
	主 伐			間 伐			
	面積(ha)	材積(m <sup>3</sup> )	生産性(m <sup>3</sup> /人日)	面積(ha)	材積(m <sup>3</sup> )	生産性(m <sup>3</sup> /人日)	
直営							
請負							
合計							
	造林・保育			左記以外の 林業の 事業量 ( )	事業区域 (市町村)	素材生産の 請負がある 場合は、主 な経営者名 を記載	造林・保育 の請負があ る場合は、 主な経営者 名を記載
	植付(ha)	下刈り(ha)	その他				
直営							
請負							
合計							

《以下の項目の該当箇所にチェック  を入れ、必要事項を記入すること。》

## 6 素材生産量の増加又は生産性の向上

- ・生産量において5年間で約2割増加させる目標を有している。 はい
- ・生産性において5年間で約2割向上させる目標を有している。
- ・生産量において一定の水準(5,000m<sup>3</sup>/年)に達しており、現状以上に増加させる目標を有している。
- ・生産性において一定の水準(間伐8m<sup>3</sup>/人日、主伐11m<sup>3</sup>/人日)に達しており、現状以上に向上させる目標を有している。

【目標達成に向けた具体的な取組内容】

※いずれの目標を有しない場合において、明確な推薦理由がない市町村の区域は除外とする。

## 7 経営管理の対象となる森林の確保

- ・経営管理の対象となる森林(所有権その他長期間経営し得る権利を取得しているものに限る。)の面積を、5年間で2割増加させる目標を有している。 はい
- ・経営管理の対象となる森林が一定の水準(約30ha)に達しており、現状以上に増加させる目標を有している。
- ・現時点で、経営管理の対象となる森林面積が無い場合は、当該森林面積を確保することが確実であり、かつ増加させる目標になっている。

【目標達成に向けた具体的な取組内容】

※いずれの目標を有しない場合において、明確な推薦理由がない市町村の区域は除外とする。

## 8 生産管理又は流通合理化等

- 作業日報の作成・分析による進捗管理、生産工程の見直し、作業システムの改善等の適切な生産管理に取り組んでいる。

はい

【適切な生産管理の具体的な取組内容】

- 製材工場等需要者との直接的な取引、木材流通業者や森林組合系統などの取りまとめ機関を通じた共同販売・共同出荷等の原木の安定供給・流通合理化等に取り組んでいる。

はい

【製材工場等需要者との直接的な取引】

取引先名：

【取りまとめ機関を通じた共同販売・共同出荷】

取りまとめ機関名：

【その他の取組内容】

- 認定森林経営プランナーが在籍していること。

はい

## 9 造林・保育の省力化・低コスト化

- 伐採・造林の一環作業システムの導入、コンテナ苗の使用、低密度植栽、下刈の省力化等に取り組んでいる。

はい

1年以内に  
取り組む

【現在取り組んでいる又は今後取り組む具体的な内容】

## 10 主伐後の再造林の確保

(1) 主伐及び主伐後の再造林の一体的な実施体制

はい

- 主伐と再造林の両方を直営施業で実施する体制を有している。

- 主伐又は再造林を他者への請負により実施する体制を有している。

- 連携する他の林業経営者と一体的に実施する体制を有している。

【連携する林業経営者名：

(2)適切な更新

はい

・自己の所有する森林の主伐にあつては、主伐後の適切な更新を実施している。他者の所有する森林の主伐にあつては、事前に森林所有者等に対する適切な更新の働きかけを行っている。

・青い森づくり推進機構と協定を締結し、再造林に係る協力金を拠出している（素材生産を行わない経営者にあつては、協力金を拠出している経営者と連携している）。

・他者の所有する森林の主伐（針葉樹）面積の5割以上の再造林する計画を有している。

【再造林計画の達成に向けた具体的な取組内容】

11 素材生産や造林・保育の実施体制の確保

はい

・素材生産又は造林・保育に関して3年間以上の実績がある。

・所属する現場作業職員の現場従事実績等が3年間以上ある。

・林業技能士（1級又は2級）が在籍していること。  
ただし、「事業実績」及び「現場従事実績等」が「3年以上」に満たない場合であっても、所属する現場作業職員が林業大学校等で2年間の過程を終了し、かつ1年以上の現場従事実績を有している場合等作業の質や安全性等に関して同程度以上の能力を有していると認められる場合は、本基準を満たしているものとみなす。

12 伐採・造林に関する行動規範の策定等

はい

1年以内に策定予定

・経営者独自の行動規範を策定し、遵守している。

〔 今後策定するとした場合の策定期限： 〕

はい

1年以内に策定予定

・所属する業界団体等が行動規範を策定し、遵守している。

〔 策定主体： 〕

〔 今後策定するとした場合の策定期限： 〕

13 雇用管理の改善及び労働安全対策（直接雇用する現場作業員を有する場合に限る）

- ・現場作業職員の常用化などの雇用の安定化に取り組んでいる。 はい

【雇用安定化の具体的な取組内容】

- ・現場作業職員への月給制度や週休2日制の導入、賃金水準の向上など労働条件の改善に取り組んでいる。 はい

【労働環境改善の具体的な取組内容】

- ・計画的な研修実施などの教育訓練の充実に取り組んでいる。 はい

【教育訓練の充実の具体的な取組内容】

- ・現場作業職員の社会・労働保険、退職金共済等へ加入している。 はい
- ・リスクアセスメントに取り組んでいる。
- ・防護具等の着用の徹底を図っている。
- ・外部機関による作業現場の安全巡回指導、労働安全コンサルタント等専門家による安全診断・指導等の労働安全対策に取り組んでいる。

【外部機関等による労働安全対策の具体的な取組内容】

- ・過去3年以内に休業4日以上労働災害又は死亡災害が発生していないこと。ただし、死傷災害が発生した場合であっても、適切な再発防止策が定められた場合は、当該基準を満たしているものとする。 はい

## 14 コンプライアンスの確保

- はい
- ・ 役職員に対してコンプライアンスの教育を行っている（他者への請負により林業生産活動を行っている経営者は、請負者に対し適切な指示・指導を行っている。）。
  - ・ 業務に関連して法令に違反していない。
  - ・ 国、県、市町村から、入札参加資格の指名停止を受けていない。
  - ・ 林業経営者と森林所有者、林業経営者と請負事業者とで書面等により取引条件を明示していること。
  - ・ 個人情報の取扱いに関する要領等を整備していること。

## 15 常勤役員の設置（法人に限る）

- はい
- ・ 常勤役員を設置している。
  - ・ 常勤役員を設置していない場合、森林経営管理法の施行日から起算して3年を経過した日以降最初に招集される総会時までには設置するよう取り組む。

## 16 経営状況

- はい
- ・ 経理状況が良好である。
  - ・ 森林経営管理権の設定を受ける場合は、当該森林の経営管理に関する経理を他と分離できる。

## 17 その他の情報

防災活動、ボランティア活動等の地域貢献、表彰実績、人材の確保・育成対策、F S C 認証取得などの経営の健全性等について記載する。

# 申請書記載の留意事項

## 1 雇用の状況

- (1) 職員数のうち常用とは、雇用契約において雇用期間の定めがないか又は4か月以上の雇用期間が定められているもの（季節労働を除く。）をいい、うち通年には、雇用契約において雇用期間の定めがない職員数を記載すること。
- (2) 退職金共済等には、中小企業退職金共済制度、林業退職金共済制度のほか、都道府県独自の制度や任意積立金等を含めて記載すること。
- (3) 「雇用管理者」とは、「林業労働力の確保の促進に関する法律」第30条第1項及び厚生労働省令に基づき、森林施業を行う事業所ごとに、林業労働者の募集、雇入れ及び配置、教育訓練その他雇用管理に関する事項を管理するため選任された者のこと。
- (4) 「雇用に関する文書」とは、「林業労働力の確保の促進に関する法律」第31条及び厚生労働省令に基づき、事業主が林業労働者を雇い入れたとき、事業主が林業労働者に対して交付する、当該事業主の氏名又は名称、事業所の名称及び所在地、雇用期間、従事すべき業務の内容等に関する事項を明らかにした文書のこと。

## 2 技術者・技能者の数

- (1) フォレストワーカー（林業作業士）、フォレストリーダー（現場管理責任者）、フォレストマネージャー（統括現場管理責任者）とは、「研修修了者に係る登録制度の運用について（平成10年4月1日付け10林野組第36号林野庁長官通知）」に基づき、農林水産省が備える研修修了者名簿に登録された者のこと。
- (2) グリーンマイスターとは、県、社団法人あおもり農林業支援センター、社団法人青い森農林振興公社、財団法人青森県造林公社が実施した林業作業士養成研修等を修了した者のこと。
- (3) 森林作業道作設オペレーターとは、森林作業道作設オペレーター養成のための研修を受講するなどして、丈夫で簡易な作業道を作設する能力を有する者のこと。
- (4) 森林施業プランナーとは、森林施業プランナー育成のための研修を受講するなどして、森林施業の方針や間伐等の施業に係る事業収支を示した施業プランを森林所有者に説明・提案し、合意形成を図る者のこと。
- (5) 森林経営プランナーとは、森林経営プランナー育成のための研修を受講するなどして、伐採から伐採後の再生林まで森林の持続的利用や木材の有利販売等の展開（循環型林業経営）を企画・実践する者のこと。
- (6) 技術士とは、技術士法に基づく技術士（技術士補を含む。）のこと。
- (7) 技能士とは、職業能力開発促進法に基づく技能士（技能士補を含む。）のこと。
- (8) 林業技士とは、（社）日本森林技術協会の認定する林業技術士のこと。
- (9) 林業普及指導員とは、森林法に基づく林業普及指導員資格試験の林業一般の区分に合格した者のこと。
- (10) フォレスタ（森林総合監理士）とは、森林法に基づく林業普及指導員資格試験の地域森林総合監理の区分に合格した者のこと。
- (11) 林業技能士とは、職業能力開発促進法に基づく林業職種に合格した者のこと。

## 3 林業機械の保有台数

1年を超える契約のリース機械を含み、レンタル機械については含まない。

## 4 事業量等

- (1) 事業実績の事業期間は、登録申請をしようとする年の前年の事業年度とすること。ただし、前年に実績がない場合は、登録申請しようとする年の1月1日から登録申請日までの期間とする。
- (2) 「直営」とは、事業主自身又は直接雇用する現場作業職員により実施したものをいう（以下、「直営施業」という）。
- (3) 「請負」とは、他者への請負により実施したものをいう。
- (4) 素材生産量は丸太材積とすること。なお、支障木伐採等の材積は含まない。
- (5) 生産性には、直営施業により実施したものについて記載すること。

- (6) 造林・保育のうちその他には、間伐、除伐、枝打ち、病虫害防除等の保育作業について記載すること。
- (7) 「左記以外の林業の事業量」の欄には、森林作業道の開設・改良、山林種苗の生産等について記載すること。なお、支障木伐採は含まない。
- (8) 目標年次は、5年後の目標を記載すること。

## 5 素材生産量の増加又は生産性の向上

該当する項目にチェックするとともに、目標達成に向けた具体的な取組内容を記載する。

## 6 経営管理の対象となる森林の確保

該当する項目にチェックするとともに、市町村や林業事業者等との連携など目標達成に向けた具体的な取組内容を記載する。

経営管理の対象となる森林を確保することが確実な状況とは、協定や契約等で所有権その他の長期間経営管理し得る権利の取得や移譲が見込まれることを示すものである。

## 7 生産管理又は流通合理化等

該当する項目にチェックするとともに、取組内容、取引先、取りまとめ機関、認定森林経営プランナーの在籍等を記載する。

## 8 造林・保育の省力化・低コスト化

該当する項目にチェックするとともに、現在取り組んでいる内容又は今後取り組もうとする内容を具体的に記載する。

## 9 主伐後の再造林の確保

### (1) 主伐及び主伐後の再造林の一体的な実施体制

該当するいずれかにチェックする。また、他の経営者と連携して実施体制を確保している場合は、主な連携先の林業経営者名を記載する。

### (2) 適切な更新

- ・該当する項目にチェックする。
- ・主伐後の適切な更新とは、市町村森林整備計画等を踏まえつつ、林地生産力が比較的高く傾斜が緩やかな人工林において主伐を行う場合は再造林を基本とする。
- ・他者の所有する森林の主伐について、主伐計画面積に、国有林や県営林、市長村有林などが含まれる場合には、再造林に係る入札への参加の意思により計画を有しているものとする。
- ・他者の所有する森林の主伐面積の5割以上の再造林計画達成に向けた取組内容を具体的に記載する。

## 10 素材生産や造林・保育の実行体制の確保

- ・該当する項目にチェックする。
- ・「事業実績」及び「事業従事実績等」の「3年以上」は連続していることを要さない。
- ・現場従事実績等が3年以上に満たない場合であっても、所属する現場作業職員が林業大学校等で2年間の課程を修了し、かつ1年以上の現場従事実績を有している場合等作業の質や安全性等に関して同等程度以上の能力を有していると認められる場合は、基準を満たしているものとする。

## 11 伐採・造林に関する行動規範の策定等

該当する項目にチェックするとともに、所属する業界団体等が策定している場合には、その作成主体、今後策定するとした場合には策定する時期について記載する。

## 12 雇用管理の改善及び労働安全対策

- ・該当する項目にチェックするとともに、具体的な取組内容を記載する。
- ・賃金水準の向上には、経験や年齢等による定期的な賃金アップは含まない。ただし、これまで一律に設定していた賃金について、経験や能力でアップする仕組みを新たに導入した場合等は基準を満たしているものとする。
- ・外部機関による作業現場の安全巡回指導とは、林災防県支部等による現場巡回指導や国、県、市町村などによる現場パトロール等を含む。
- ・適切な再発防止策が定められた場合とは、同種災害の再発防止策から見て妥当な内容であり、それが現場作業職員を含む組織内全員に周知されていることとする。

### 13 コンプライアンスの確保

- ・該当する項目にチェックする。

### 14 常勤役員の設置

該当する項目にチェックする。

### 15 経営状態

- ・該当する項目にチェックする。
- ・経理状況が良好とは、次のとおりとする。
- ・法人の場合、直近の事業年度の自己資本比率が0%未満でない（債務超過でない）及び経常利益金額等（損益計算書上の経常利益の金額に当該損益計算書上の減価償却費の額を加えた額）が直近3年間において全てマイナス状態となっていないこと。
- ・個人の場合、直近の事業年度の資産状況において負債が資産を上回っていない及び直近3年間の所得税の納税状況がすべてゼロになっていないこと。
- ・上記を満たさない場合、中小企業診断士又は公認会計士の経営診断書を添付することにより、今後5年以内に健全な経営の軌道に乗ることが証明できること。

第2号様式（第5関係）

番 号  
年 月 日

（ 市 町 村 長 ） 殿

青 森 県 知 事

青森県意欲と能力のある林業経営者登録申請者情報について

下記林業経営者から林業経営者名簿への登録申請があったので、青森県意欲と能力のある林業経営者登録・公表実施要領第5に基づき申請者の情報を提示します。

なお、当該申請者の登録について推薦する場合には、年 月 日までに別紙第3号様式を提出してください。

記

- 1 林業経営者名
- 2 林業経営者の情報 別紙のとおり

第3号（第6関係）

番 号  
年 月 日

青森県知事 殿

市 町 村 長

青森県意欲と能力のある林業経営者名簿への登録推薦書

青森県意欲と能力のある林業経営者登録・公表実施要領第6に基づき、下記林業経営者を推薦します。

記

- 1 推薦する林業経営者名
- 2 推薦する公表団体（該当する番号に○印を記入）
  - （1）経営管理実施権の設定を受けることを希望する林業経営者
  - （2）集約化構想において経営管理の受け手となることを希望する林業経営者
  - （3）（1）及び（2）の両方を希望する林業経営者
- 3 推薦理由



4 林業機械の保有状況

グラップル	プロセッサ	ハーベスタ	フォワーダ	スイングヤード	タワーヤード	フェラーバンチャ	スキッド	林内運材車	掘削機能付きグラップル	掘削機能付きフェラーバンチャ	その他
台	台	台	台	台	台	台	台	台	台	台	台

5 事業量等

実績【事業期間 年 月 日～ 年 月 日】							
	素材生産						
	主 伐			間 伐			
	面積(ha)	材積(m <sup>3</sup> )	生産性(m <sup>3</sup> /人日)	面積(ha)	材積(m <sup>3</sup> )	生産性(m <sup>3</sup> /人日)	
直営							
請負							
合計							
	造林・保育			左記以外の林業の事業量	事業区域(市町村)	素材生産の請負がある場合は、主な経営者名を記載	造林・保育の請負がある場合は、主な経営者名を記載
	植付(ha)	下刈り(ha)	その他				
	直営						
請負							
合計							

5年後の目標【事業期間 年 月 日～ 年 月 日】							
	素材生産						
	主 伐			間 伐			
	面積(ha)	材積(m <sup>3</sup> )	生産性(m <sup>3</sup> /人日)	面積(ha)	材積(m <sup>3</sup> )	生産性(m <sup>3</sup> /人日)	
直営							
請負							
合計							
	造林・保育			左記以外の林業の事業量( )	事業区域(市町村)	素材生産の請負がある場合は、主な経営者名を記載	造林・保育の請負がある場合は、主な経営者名を記載
	植付(ha)	下刈り(ha)	その他				
	直営						
請負							
合計							

6 素材生産量の増加又は生産性の向上

- ・生産量において5年間で約2割増加させる目標を有している。
- ・生産性において5年間で約2割向上させる目標を有している。
- ・生産量において一定の水準(5,000m<sup>3</sup>/年)に達しており、現状以上に増加させる目標を有している。
- ・生産性において一定の水準(間伐8m<sup>3</sup>/人日、主伐11m<sup>3</sup>/人日)に達しており、現状以上に向上させる目標を有している。

【目標達成に向けた具体的な取組内容】

7 経営管理の対象となる森林の確保

- ・経営管理の対象となる森林(所有権その他長期間経営し得る権利を取得しているものに限る。)の面積を、5年間で2割増加させる目標を有している。
- ・経営管理の対象となる森林が一定の水準(約30ha)に達しており、現状以上に増加させる目標を有している。

- ・現時点で、経営管理の対象となる森林面積が無い場合は、当該森林面積を確保することが確実であり、かつ増加させる目標になっている。

【目標達成に向けた具体的な取組内容】

## 8 生産管理又は流通合理化等

- ・作業日報の作成・分析による進捗管理、生産工程の見直し、作業システムの改善等の適切な生産管理に取り組んでいる。

【適切な生産管理の具体的な取組内容】

- ・製材工場等需要者との直接的な取引、木材流通業者や森林組合系統などの取りまとめ機関を通じた共同販売・共同出荷等の原木の安定供給・流通合理化等に取り組んでいる。

【製材工場等需要者との直接的な取引】

取引先名：

【取りまとめ機関を通じた共同販売・共同出荷】

取りまとめ機関名：

【その他の取組内容】

- ・認定森林経営プランナーが在籍していること。

## 9 造林・保育の省力化・低コスト化

- ・伐採・造林の一環作業システムの導入、コンテナ苗の使用、低密度植栽、下刈の省力化等に取り組んでいる。

【現在取り組んでいる又は今後取り組む具体的な内容】

## 10 主伐後の再造林の確保

- (1)主伐及び主伐後の再造林の一体的な実施体制
- ・主伐と再造林の両方を直営施業で実施する体制を有している。

- ・主伐又は再造林を他者への請負により実施する体制を有している。

- ・連携する他の林業経営者と一体的に実施する体制を有している。

【連携する林業経営者名：

- (2)適切な更新

- ・自己の所有する森林の主伐にあつては、主伐後の適切な更新を実施している。他者の所有する森林の主伐にあつては、事前に森林所有者等に対する適切な更新の働きかけを行っている。

- ・若い森づくり推進機構と協定を締結し、再造林に係る協力金を拠出している（素材生産を行わない経営者にあつては、協力金を拠出している経営者と連携している）。

- ・他者の所有する森林の主伐（針葉樹）面積の5割以上の再造林する計画を有している。

【再造林計画の達成に向けた具体的な取組内容】

### 11 素材生産や造林・保育の実施体制の確保

- ・素材生産又は造林・保育に関して3年間以上の実績がある。  はい
- ・所属する現場作業職員の現場従事実績等が3年間以上ある。
- ・林業技能士（1級又は2級）が在籍していること。   
ただし、「事業実績」及び「現場従事実績等」が「3年以上」に満たない場合であっても、所属する現場作業職員が林業大学校等で2年間の過程を終了し、かつ1年以上の現場従事実績を有している場合等作業の質や安全性等に関して同程度以上の能力を有していること。

### 12 伐採・造林に関する行動規範の策定等

- ・経営者独自の行動規範を策定し、遵守している。  はい  1年以内に策定予定

（ 今後策定するとした場合の策定期限：  ）

- ・所属する業界団体等が行動規範を策定し、遵守している。  はい  1年以内に策定予定

（ 策定主体：  ）

（ 今後策定するとした場合の策定期限：  ）

### 13 雇用管理の改善及び労働安全対策（直接雇用する現場作業員を有する場合に限る）

- ・現場作業職員の常用化などの雇用の安定化に取り組んでいる。  はい

【雇用安定化の具体的な取組内容】

- ・現場作業職員への月給制度や週休2日制の導入、賃金水準の向上など労働条件の改善に取り組んでいる。

【労働環境改善の具体的な取組内容】

- ・計画的な研修実施などの教育訓練の充実に取り組んでいる。

【教育訓練の充実の具体的な取組内容】

- ・現場作業職員の社会・労働保険、退職金共済等へ加入している。

- ・リスクアセスメントに取り組んでいる。  はい
- ・防護具等の着用の徹底を図っている。  はい
- ・外部機関による作業現場の安全巡回指導、労働安全コンサルタント等  
専門家による安全診断・指導等の労働安全対策に取り組んでいる。  はい

【外部機関等による労働安全対策の具体的な取組内容】

- ・過去3年以内に休業4日以上<sup>1</sup>の労働災害又は死亡災害が発生していないこと。ただし、死傷災害が発生した場合であっても、適切な再発防止策が定められた場合は、当該基準を満たしているものとする。  はい

#### 14 コンプライアンスの確保

- ・役職員に対してコンプライアンスの教育を行っている。（他者への請負により林業生産活動を行っている経営者は、請負者に対し適切な指示・指導を行っている。）  はい
- ・業務に関連して法令に違反していない。  はい
- ・国、県、市町村から、入札参加資格の指名停止を受けていない。  はい
- ・林業経営者と森林所有者、林業経営者と請負事業者とで書面等により取引条件を明示していること。  はい
- ・個人情報の取扱いに関する要領等を整備していること。  はい

#### 15 常勤役員の設置（法人に限る）

- ・常勤役員を設置している。  はい
- ・常勤役員を設置していない場合、森林経営管理法の施行日から起算して3年を経過した日以降最初に招集される総会時までに設置するよう取り組む。  はい

#### 16 経営状況

- ・経理状況が良好である。  はい
- ・森林経営管理権の設定を受ける場合は、当該森林の経営管理に関する経理を他と分離できる。  はい

#### 17 その他の情報

青森県意欲と能力のある林業経営者

登 録 証

登 録 番 号                      第                      号

登 録 期 限                      年   月   日

名                      称

主たる事務所の  
所                      在                      地

年                      月                      日

青森県知事

第6号様式（第7関係）

番 号  
年 月 日

（登録経営者） 殿

青森県知事

青森県意欲と能力のある林業経営者名簿への登録について

年 月 日付けで申請のあったこのことについて、林業経営者名簿に登録したので通知します。

第7号様式（第7関係）

番 号  
年 月 日

（市町村長） 殿

青森県知事

青森県意欲と能力のある林業経営者名簿への登録について

下記のとおり林業経営者名簿に登録したので通知します。

記

- 1 登録林業経営者名
- 2 登録番号
- 3 登録年月日
- 4 登録期限

第8号様式（第9関係）

年 月 日

青森県知事 殿

所 在 地

名 称

代表者氏名

印

青森県意欲と能力のある林業経営者名簿登録変更申請書

年 月 日付けで登録を受けた林業経営者名簿について、下記のとおり変更したいので申請します。

記

- 1 変更事項の内容（別添のとおり）
- 2 変更の理由

第9号様式（第9関係）

番 号  
年 月 日

（登録経営者） 殿

青森県知事

青森県意欲と能力のある林業経営者名簿の登録変更について

年 月 日付けで申請のあった林業経営者名簿の登録変更申請に基づき、林業経営者名簿登録を変更したので通知します。

第10号様式（第9関係）

番 号  
年 月 日

（市町村長） 殿

青森県知事

青森県意欲と能力のある林業経営者名簿の登録変更について

下記林業経営者の林業経営者名簿の登録を変更したので通知します。

記

- 1 登録経営者名
- 2 変更内容

第11号様式（第10関係）

年 月 日

青森県知事 殿

所 在 地

名 称

代表者氏名

印

青森県意欲と能力のある林業経営者名簿の変更届出書

年 月 日付けで登録を受けた林業経営体名簿について、下記のとおり変更があったので届け出ます。

記

【変更の内容】

第12号様式（第12関係）

年 月 日

青森県知事 殿

所 在 地

名 称

代表者氏名

印

青森県意欲と能力のある林業経営者実施状況報告書

年 月 日付けで登録を受けた林業経営者名簿に記載した目標等に係る実施状況について、実施要領第10に基づき実施状況報告書（ 年次）を別紙のとおり提出します。

1 事業実績

区分			現状 (年)	目標 (年)	年次 (年)	進捗率 (年次÷目標)
素材生産	主伐	面積 (ha)	直営			0%
			請負			0%
			計	0	0	0
		材積 (m3)	直営			0%
			請負			0%
			計	0	0	0
	雇用量 (人日)	直営			0%	
		請負			0%	
		計	0	0	0	0%
	生産性	(m <sup>3</sup> /人日)				#VALUE!
	間伐	面積 (ha)	直営			0%
			請負			0%
計			0	0	0	0%
材積 (m3)		直営			0%	
		請負			0%	
		計	0	0	0	0%
雇用量 (人日)	直営			0%		
	請負			0%		
	計	0	0	0	0%	
生産性	(m <sup>3</sup> /人日)				#VALUE!	
造林事業	植付	面積 (ha)	直営			0%
			請負			0%
			計	0	0	0
	下刈	面積 (ha)	直営			0%
			請負			0%
			計	0	0	0
その他		直営			0%	
		請負			0%	
		計	0	0	0	0%
上記以外の 林業の 事業量 (森林作業道)		直営			0%	
		請負			0%	
		計	0	0	0	0%

※ 現状及び目標は、申請時に記載した値を記載すること。

※ 進捗率は、目標に対する当該年次の進捗率を記載すること。

2 経営管理の対象となる森林の確保に向けた取組状況

(例 経営管理の対象となる森林面積〇haを計画) (例 経営管理の対象となる森林がないため、確保に向けて〇に取組んでいる。)

3 造林・保育の省力化・低コスト化の取組状況

(例 〇月に実施した主伐地において、〇〇林業と連携し、コンテナ苗による一環作業システム導入による再造林を実施した。)

4 主伐後の再造林の実施状況(再造林率5割未満の場合は、その理由と今後の対応策)

(例 主伐面積〇〇haに対し、直営〇〇ha、請負〇〇ha、計〇〇haの再造林を実施。再造林率〇〇%)

5 伐採・造林に関する行動規範の策定状況

(例 申請時点で策定済み) (例 年月に独自の行動規範を策定)

登録を受けた後に策定した場合には、1年次の報告時に策定した行動規範の写しを添付すること。

6 雇用管理の改善及び労働安全対策の取組状況

(例 能力評価制度を導入した。〇月に労働安全コンサルタントによる安全診断を受診等)

7 常勤役員の設置状況

(例 申請時点で設置済み) (例 〇〇年〇月に設置済み) (例 〇〇年の設置に向けて取組中)

第13号様式（第13関係）

年 月 日

青森県知事 殿

所在地

名称

代表者氏名

印

青森県意欲と能力のある林業経営者名簿の登録取消について

年 月 日付けで登録を受けた林業経営者名簿の登録について、下記の理由により登録を取り消したいので、申し出ます。

記

【登録取消の理由】

第14号様式（第13関係）

番 号  
年 月 日

（登録経営者） 殿

青森県知事

青森県意欲と能力のある林業経営者名簿の登録取消について

年 月 日付けで登録した林業経営者名簿の登録について、下記の理由により登録を取り消したので通知します。

記

【登録取消の理由】

第15号様式（第13関係）

番 号  
年 月 日

（市町村長） 殿

青森県知事

青森県意欲と能力のある林業経営者名簿の登録取消について

下記林業経営者について、林業経営者名簿の登録を取り消したので通知します。

記

- 1 登録を取り消した林業経営者
- 2 登録取消の理由